

知的障害者生活介護型施設

横浜市中山みどり園

指定管理者 業務の基準

令和2年3月

横 浜 市

<目 次>

1	横浜市中山みどり園の理念と運営の基本方針	P 1
2	基本事項	P 1
	(1) 施設	
	(2) 障害福祉サービス種別等	
	(3) 定員	
	(4) 休所日	
	(5) 開所時間	
	(6) 施設概要	
	(7) 職員配置基準	
3	施設の運営に関して指定管理者が行わなければならない業務の基準	P 2
4	施設の維持管理に関して指定管理者が行わなければならない業務の基準	P 3
	(1) 建物保守管理業務	
	(2) 設備機器保守管理業務	
	(3) 修繕業務	
	(4) 清掃業務	
	(5) 外構・植栽管理業務	
	(6) 環境衛生管理業務	
	(7) 廃棄物処理業務	
	(8) 備品等管理業務	
5	その他指定管理者が行わなければならない業務の基準	P 4
6	留意事項	P 4
	(1) 利用の継続	
	(2) 施設長の承認	
	(3) 業務委託の禁止	
	(4) 物品の帰属	
	(5) 改修工事の実施	
	(6) リスク分担について	
	(7) 福祉避難所（特別避難場所）としての業務	
	(8) その他	
	○資料（施設の維持管理に関する業務関連資料）	P 6

1. 横浜市中山みどり園の理念と運営の基本方針

横浜市中山みどり園は、知的障害者生活介護型施設として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」という。）に基づく知的障害者を主たる対象者とした生活介護事業等を行う施設です。在宅の知的障害者が地域社会でより自立した豊かな生活を営めるよう、通所による諸活動及び専門的な支援を行っています。

また、次のようなニーズへの対応を目指します。

- ・知的障害者の地域生活移行
- ・知的障害者の地域生活の実現に関わる施設・学校・区福祉保健センター等との連携
- ・地域の知的障害者への社会生活活動に関する相談・支援
- ・自閉症に対して特に必要な支援の取組

2. 基本事項

(1) 施設

知的障害者生活介護型施設 横浜市中山みどり園

※以下「中山みどり園」といいます。

(2) 障害福祉サービス種別等

ア 障害福祉サービス種別

生活介護

自立訓練（生活訓練）

ただし、横浜市長が必要と認める場合は、他の障害福祉サービスを提供することができません。

イ 主たる対象者

知的障害者

(3) 定員

40名

(4) 休所日

- ・日曜日及び土曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

ただし、横浜市長が必要と認める場合は、休所日に開所し、又は休所日以外の日に開所しないことができます。

(5) 開所時間

午前8時45分から午後5時15分まで

ただし、横浜市長が必要と認める場合は、開所時間を変更することができます。

(6) 施設概要

ア 所在地

横浜市緑区中山2丁目2-3

イ 敷地面積

1,230.75 m²（一部借地部分を含む）

ウ 延床面積

900.64 m²

※延床面積については、今後増築等により変更になる可能性があります。

エ 建物構造

鉄筋コンクリート造2階建

オ 開所日

平成3年11月1日

カ 施設内容

1 階：食堂、会議室、事務室、相談室、医務室、シャワー室、更衣室等

2 階：活動室、生活訓練室、和室、浴室等

その他：駐車場（5台）

※施設内容については、今後増改築等により変更になる可能性があります。

(7) 職員配置基準

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第174号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）の職員配置基準を満たすこととします。

3. 施設の運営に関して指定管理者が行わなければならない業務の基準

指定管理者は、施設の運営について次の業務を行うものとします。

(1) 生活介護及び自立訓練（生活訓練）事業の運営

法に基づく知的障害者を主たる対象者とした生活介護及び自立訓練（生活訓練）事業の運営を行います。

ア 業務内容

- ・個別支援プログラムに基づく支援
- ・利用者家族への支援
- ・地域の知的障害者への支援
- ・関係機関等との連携

イ その他

- ・通園バス1台を運行するものとします。
- ・希望する利用者に対し、給食を提供するものとします。

(2) 施設の利用の承認等

施設の利用申込みがあった場合は、その利用に係る承認を行います。なお、横浜市知的障害者生活介護型施設条例（以下「条例」という。）の規定が適用される場合については、施設の利用を保留し、又は制限することができます。

(3) 施設の利用に係る料金（利用料金）の徴収

ア 利用料金の徴収

施設の利用に係る料金について、法の規定により定められた生活介護に係る介護給付費及び特定費用、生活訓練に係る訓練等給付費及び特定費用を徴収します。なお、特定費用については、その実費相当額の範囲内で、指定管理者が横浜市長の承認を

得て設定します。

イ 利用料金の減免

条例及び横浜市知的障害者生活介護型施設条例施行規則（以下「規則」という。）の規定が適用される場合は、利用料金を減免するものとします。なお、減免を認める場合は、公平性に十分留意してください。

4. 施設の維持管理に関して指定管理者が行わなければならない業務の基準（別添資料参照）

指定管理者は、施設の維持管理について次の業務を行うこととします。

(1) 建物保守管理業務

施設を安全かつ安心して利用することができるよう日常的に点検を行い、ひび割れ、はがれ、かび等が発生しないよう維持に努め、かつ施設的美観を維持します。危険箇所等が発見された場合は応急処置を施します。

(2) 設備機器保守管理業務

施設の機能を維持するとともに、利用者が快適に施設を利用できるよう良質な環境を維持します。

・ 定期点検・保守

各設備機器について、法定点検及び初期性能・機能保持のための外観点検及び機能点検等を行います。また、必要に応じて消耗部品の取替えや清掃等を行います。なお、設備機器に異常を発見した場合は応急措置を施し、被害を最小限に止めます。

(3) 修繕業務

施設・設備・備品等の小破修繕については、1件あたり100万円以内（消費税別）の範囲内で指定管理者が負担します。100万円（消費税別）を超える修繕の場合は、指定管理者は横浜市と協議するものとします。詳細は協定で定めます。

(4) 清掃業務

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つため、清掃業務を実施します。

(5) 外構・植栽管理業務

施設の良い景観を維持するため、敷地内における植栽等の外構の維持管理を行います。

(6) 環境衛生管理業務

利用者が快適に施設を利用できるよう良質な環境を提供するため、常に環境衛生の維持に努め、関係法令等に基づき、必要な空気環境測定、鼠・害虫等の防除、水質検査等を行います。

(7) 廃棄物処理業務

施設から発生する廃棄物の発生抑制に努め、横浜市の分別ルールに沿って適切に分類を実施し、横浜市が構築するルート回収の活用等により廃棄物の処理を行います。

(8) 備品等管理業務

施設運営に支障をきたさないよう、備品・消耗品の維持管理を行います。なお、備品の管理については、横浜市の基準に準じて備品の台帳を作成し、その購入、廃棄等の記録を確実にを行います。

1件あたり100万円以内（消費税別）の備品の修繕又は、1件あたり50万円以内（消費税別）の備品の更新については、指定管理者が負担します。50万円（消費税別）を超える備品の更新

については、指定管理者は横浜市と協議するものとします。詳細は協定で定めます。

5. その他指定管理者が行わなければならない業務の基準

- (1) 事業計画書及び収支予算書の作成
- (2) 事業報告書及び収支決算書の作成
- (3) 介護給付費等の実績報告に関する業務
- (4) 利用状況調書及び執行状況調書の作成
- (5) 業務に関する自己評価
- (6) 苦情解決制度に関する業務
- (7) 第三者評価に関する業務
- (8) 職員の人事に関する業務
- (9) 経理及び庶務に関する業務
- (10) 災害時応急備蓄物資の整備に関する業務
- (11) 防災、消防訓練に関する業務
- (12) 見学者、実習生及び研修生の受け入れに関する業務
- (13) 横浜市等からの照会、調査等に関する回答、報告
- (14) 横浜市が公立施設を対象として推進する事業等への協力
- (15) 指定管理者の指定期間終了に伴う引継業務
- (16) その他施設の管理運営に関連する業務

6. 留意事項

(1) 利用の継続

指定管理者は、業務の開始にあたっては、すでに中山みどり園を利用している利用者の継続利用を妨げないことを基本とします。また、利用者に関する情報は、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐことを原則とします。

(2) 施設長の承認

中山みどり園の長の任免については、あらかじめ横浜市の承認を受けるものとします。

(3) 業務委託の禁止

指定管理者は、指定管理者が行わなければならない業務を行うにあたっては、その業務を第三者に委託することはできません。ただし、施設の維持管理に関する業務、通園バス運行に関する業務、給食調理に関する業務、その他横浜市が認める業務であって、中山みどり園の管理運営に支障のない業務についてはこの限りではありません。

(4) 物品の帰属

横浜市からの指定管理料の範囲内で購入した物品は、横浜市の所有に属します。

(5) 改修工事の実施

指定管理者は、横浜市の承認を受けた上で、自らの負担で施設の改修工事を行うことができます。指定管理者の指定期間終了時には、原則として原状回復することとしますが、困難または

不適當な場合は、市と協議の上、現在の状況をもって引き渡すことも可能とします。

(6) リスク分担について

指定期間内における主なリスクについては、公募要項の「リスク分担」を前提とし、これ以外のリスクに関する対応については、協議書において定めます。

(7) 福祉避難所（特別避難場所）としての業務

中山みどり園は、福祉避難所（特別避難場所）としての位置づけがあります。災害時応急備蓄物資の整備のほか、関連業務にご協力ください。

(8) その他

業務の基準について疑義が生じた場合は、指定管理者と横浜市は協議の上決定するものとします。

(担当)

横浜市健康福祉局障害施設サービス課

電 話 045 (671) 2391

FAX 045 (671) 3566

Eメール kf-midorikoubo@city.yokohama.jp